

速報解説「『公益通報者保護制度検討会報告書』を読む

～企業実務への影響と対応を予測し、備える～ 開催内容

◆開催趣旨

事業者の内部通報・外部通報などに関連する法である公益通報者保護法は2020（令和2）年に改正され、2022（令和4）年に施行。2020年改正では、事業者に従事者指定義務や体制整備義務が新設され、従事者の守秘義務に刑事罰が規定されたほか、消費者庁による事業者への行政措置/法執行権限が付与されました。

消費者庁による事業者への行政措置案件は、2022（令和4）年度には0件であったものの、2023年（令和5年）度には24件となり、着実に件数を伸ばしています。

2024（令和6）年、消費者庁では、附則や2020年改正時の附帯決議の内容等も踏まえ、公益通報者保護制度の検討会が開催。報告書が取りまとめられ、法改正に向けた機運が高まっているものといえます。

本セミナーでは、このような動きをいち早くキャッチアップしていただくべく、「公益通報者保護制度検討会報告書」掲載の各種論点について分析して説明するとともに、自社の実務対応が現行法に準拠しているか、将来的な改正可能性も視野に入れて総ざらいいただくための観点なども説明します。

本セミナーを通じて、自社・自グループの体制や実務対応の点検、人員配置の検討、社内説明・社内研修などに役立てていただければと思います。

なお、追加情報がある場合、資料を後日追加する可能性があります。

◆主要講義項目

- | | 意点など |
|-------------------------|--|
| I 公益通報者保護制度をめぐる最近の動向 | 3 人的資源の確保等 |
| 1 最近の報道等 | ・特性に応じた対応（通報案件が多い場合/0件の場合、内部通報専用の窓口がある場合/他の窓口と兼ねている場合） |
| 2 公益通報者保護制度の見直しに向けた動き | |
| 3 消費者庁の検討会での検討事項 | ・従事者教育 |
| 4 検討会での議論・論点（概要） | ・社内研修（役員・社員） |
| II 公益通報者保護制度検討会報告書の論点 | ・人事部門との距離感 等 |
| 1 主要論点① | 4 現行法対応状況の念の為のチェック |
| 2 主要論点② | ・チェックリスト |
| 3 主要論点③ | ・社内規程 |
| 4 主要論点④ | ・従事者指定書 |
| 5 主要論点⑤ | ・誓約書 |
| 6 主要論点⑥ | ・社内周知は十分になされているか 等 |
| 7 主要論点⑦ | ・部署別の留意点（従事者指定範囲等） |
| 8 その他論点 | 5 参考 |
| III 実務関連—最近の傾向も踏まえ— | （自社規程のチェック—社内規程例を参考に—） |
| 1 消費者庁による行政措置/法執行 | |
| 2 事業会社における内部通報の最近の傾向と留意 | |